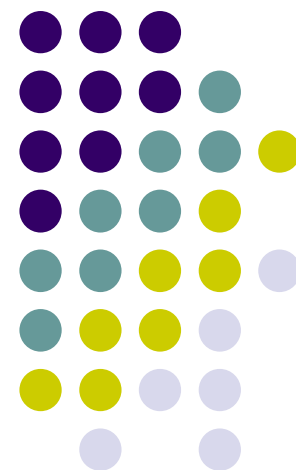


石油製品輸送等補助事業の拡充について



平成25年10月

沖縄県

沖縄県石油製品輸送等補助事業



【補助事業の基本的な考え方】

- 沖縄の離島地域は東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に点在し、石油製品の輸送コストが本島に比べ多くかかる。
- 「沖縄県石油製品輸送等補助事業」により、離島特有の輸送コスト等に対する補助を行い、離島における石油製品価格の低減を図る。

【補助事業の概要】

石油製品輸送等補助事業は、「揮発油税及び地方揮発油税(国税)の軽減措置(7円/L)」を前提として、県が石油価格調整税(法定外普通税)を課税(1.5円/L)し、その税収を実質的な財源として、石油製品の販売事業者等が負担する沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送経費等に対し、補助を行っている。

■補助対象油種

揮発油、灯油、軽油、A重油

■補助対象経費

海上運賃、倉入料、棧橋通過料、積地・揚地荷役料

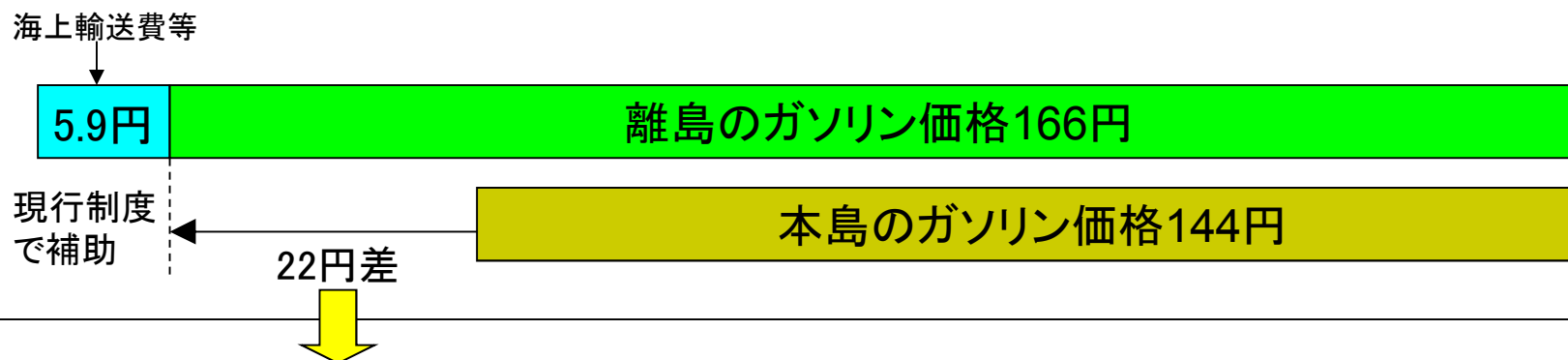
■平成24年度補助実績額 約7億9千万円

本島・離島間における石油製品価格差の発生要因



補助事業により、石油製品の輸送経費等に対する補助を実施しているところであるが、依然として本島・離島間の石油製品に価格差が生じている状況にある。

〔平成24年度 本島・離島間におけるガソリン1ℓ当たりの小売価格差 22円〕



価格差の発生要因を分析

※以下は、平成24年度における価格差の発生要因分析結果を基に、同年度の揮発油の価格差22円について、価格差の要因を推計したもの。

仕入価格差3.1円: 離島では、ドラム缶充填費や卸業者の持届に要する経費などが含まれる。

粗利の差 18.9円

粗利のうち主な経費

人件費 9.0円: 本島に比べセルフ給油所が少ないことや、島内での配達販売が多いなど

減価償却費 1.3円: 輸送に要するコンテナの購入費、トラック、フォークリフトの購入費など

その他販管費 4.2円: ドラム缶購入費、コンテナ等のメンテナンス、トラック等の燃料費など

※これらの経費に対し、本島に比べ販売量の少ない離島ほど、粗利を高く設定せざるを得ない。

石油製品の流過程での離島特有の経費に対する補助の拡充

価格差の発生要因分析の結果や今年度実施した本島・離島間における石油製品の流通実態を調査の結果、本島・離島間の流過程で生じている離島特有の経費に対し、現行の補助事業では十分な補助が行えていなかったことから、新たにコンテナ・ドラム缶購入費やドラム缶充填費等の費用を積算に加えるとともに、輸送形態ごとに島を分類し、島における販売量も勘案した補助の増額を行うこととした。

経費内容	出荷基地	本島内陸送	海上輸送費	油槽所運営費	ドラム缶充填費	島内陸送費A	海上輸送費	島内陸送費B	離島特有の経費に対する補助 単価の増額
経費区分	本島・離島共通	本島・離島共通	離島特有	本島・離島共通	離島特有	本島・離島共通	離島特有	離島特有	
現行	対象外	対象外	補助済(実費)	対象外	対象外	対象外	補助済(実費)	単価(0.75円/ℓ)	
見直し(案)	対象外	対象外	継続	対象外	補助の拡充(単価設定)	対象外	継続	補助の増額	
人口規模・販売数量 ↑ 大 ↓ 小	【沖縄本島】 本島製油所・石油基地	タンクローリー	-	本島油槽所	-	タンクローリー	-	-	本島SS
	【油槽所のある離島(宮古島、石垣島、久米島)】 本島製油所・石油基地	-	タンカー	離島油槽所	-	タンクローリー	-	-	離島SS ※海上輸送費以外で離島特有の経費は発生していない。
	【タンクローリー輸送の離島(伊江島、伊是名島、伊平屋島、伊良部島)】 本島製油所・石油基地	タンクローリー	-	本島油槽所	-	タンクローリー	タンクローリー フェリー輸送	タンクローリー 経費(2円/ℓ)	離島SS 補助単価(2円/ℓ)
	【主にコンテナ輸送の離島(南大東島、北大東島、西表島)】 本島製油所・石油基地	タンクローリー	-	本島油槽所	-	コンテナ トラック輸送	コンテナ 貨物船等輸送	コンテナ トラック輸送 フォーグリフ 等 経費(7円/ℓ)	離島SS 補助単価(7円/ℓ)
	【主にドラム缶輸送の離島(粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島、多良間島、竹富島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島)】 本島製油所・石油基地	タンクローリー	-	本島油槽所	ドラム缶 充填費 経費(4円/ℓ)	ドラム缶 トラック輸送	ドラム缶 貨物船等輸送	ドラム缶 トラック輸送 フォーグリフ等 屋外貯 蔵施設 経費(8円/ℓ)	離島SS 補助単価(12円/ℓ)

石油製品輸送等補助事業の見直しについて



1. 見直しの考え方

- (1) 本島から離島に輸送される石油製品の流通過程において発生する離島固有の経費に対する補助を拡充する。
- (2) 販売量の少ない小さな離島ほどコストに対し、粗利を高く設定せざるを得ない状にあることから、このことにも配慮した補助単価の設定とする。
- (3) 石油製品輸送等補助事業の補助効果を住民にわかりやすく明示する必要がある。

2. 今回の見直しの内容

- (1) 現行の補助事業における離島特有の経費として一律1リットル当たり0.75円の補助を行っていた倉入料について、
 - ア コンテナ、ドラム缶など主な輸送形態ごとに島を分類し、輸送形態に応じて補助を拡充(1ℓ当たり2円～12円)する。
 - イ これは、販売量の少ない、規模の小さな島ほど補助が多くなるような設定となる。
 - ウ 補助単価の増額による、補助効果(価格低減効果)を明確にするため、従来のドラム単位を改め1ℓ単位の補助単価を設定した。
- (2) 補助事業の目的、事業効果に関する離島住民への周知(ポスター等の掲示)

補助対象事業者(石油製品販売事業者)の皆様には、石油製品の販売を行う営業所(SS等)において、県が作成した補助事業の目的、事業効果を記載したポスターを掲示いただく。

【倉入料の見直し】

〔現行〕

倉入料	1ドラム150円(1ℓ当たり0.75円)
-----	----------------------

見直し後

〔改正〕

	輸送形態別に島を分類	補助単価
倉入料	主に、タンクローリー輸送の島 (伊江島、伊是名島、伊平屋島、伊良部島)	2円/ℓ
	主に、コンテナ輸送の島 (北大東島、南大東島、西表島)	7円/ℓ
	主に、ドラム缶輸送の島 (津堅島、栗国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島、多良間島、竹富島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島)	12円/ℓ

※上記分類のほか、島内に油槽所のある宮古島、石垣島、久米島においてコンテナによる石油製品の輸送を行っている石油製品販売事業者については、現行どおり0.75円/Lの補助単価とする。

新たな補助事業の実施時期について



1. 平成25年11月1日以降に本島から離島に輸送される石油製品(揮発油、灯油、軽油、A重油)を対象として、新たな補助を実施する。
2. 補助対象事業者には、在庫調整期間も勘案し、原則として平成25年11月15日から一斉に、従来の補助相当額に加え、今回の見直しにより増額となった分の値引き販売を実施いただく。